

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として 指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の 創設	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1005010
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第252条の19
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)</p> <p>(指定都市の権能)</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一 児童福祉に関する事務</p> <p>二 民生委員に関する事務</p> <p>三 身体障害者の福祉に関する事務</p> <p>四 生活保護に関する事務</p> <p>五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務</p> <p>五の二 社会福祉事業に関する事務</p> <p>五の三 知的障害者の福祉に関する事務</p> <p>六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務</p> <p>六の二 老人福祉に関する事務</p> <p>七 母子保健に関する事務</p> <p>八 障害者の自立支援に関する事務</p> <p>九 食品衛生に関する事務</p> <p>十 墓地、埋葬等の規制に関する事務</p> <p>十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務</p> <p>十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務</p> <p>十二 結核の予防に関する事務</p> <p>十三 都市計画に関する事務</p> <p>十四 土地区画整理事業に関する事務</p> <p>十五 屋外広告物の規制に関する事務</p> <p>② 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。</p>

### 求める措置の具体的内容

#### 地方自治法の改正

・指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。

・制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員を現状のまま政令県に移譲し、任用や給与など地方公務員制度について必要な見直しを行うこととする。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

権限の移譲を受け、市町村合併とも相まって、住民に身近な行政を自己完結的に実施することになる。また、特に、基礎自治体では対応が困難な大型社会基盤の整備、大規模災害対策、警察などの「広域機能」、高度医療や高等教育、先端的試験研究などの「高度専門的な機能」の重要性が高まる。具体的には、産業の国際競争力強化の支援、豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の“ものづくり産業”の支援、社会のニーズに即した“ネットワーク産業”の支援、人間のための科学技術の革新、誰もが能力を発揮できる雇用環境の創出など。

#### 提案理由

・緊迫する外交・防衛問題への対応や、持続的な国家経済・社会づくりが求められる中、内政全般にわたる国と地方の役割分担を適正化し、国は国家として果たすべき役割に専念し、地域に関する行政運営は、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則の下、広く担っていくことが求められる。そのためには、これまで国が行ってきた地域行政に係る役割を果たすことのできる新たな制度「政令県」が必要である。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>広域自治体改革のあり方については、第28次地方制度調査会において、道州制の導入が適当であるとされ、幅広い見地から検討を進めるべきとの答申がなされたところである。</p> <p>このため、現在、道州制の導入に関する基本的事項を検討するため、道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会が設置されている。貴県が提案されている政令県制度が道州制の導入とどのように関連するかを含め、引き続き道州制の検討を進めてまいりたい。</p> <p>なお、現在の都道府県を前提とした上で「経済財政改革の基本方針 2008」(平成20年6月27日閣議決定)に基づき、地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)を踏まえ、政府の他の改革と整合を図りつつ、8府省15系統の機関を中心に出先機関の改革を進めることとし、今後おおむね3年間の主な工程を示す計画が定められたところ(平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定)。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>政府、政党、及び経済団体等において、道州制の導入に向けた議論が活発に行われているが、現在の都道府県制度を一気に道州に改編するところまでは国民的な議論が高まっていない。</p> <p>また、道州制導入に向けた法制化の必要はあるものの、道州制の具体的な内容の議論は尽くされていない。</p> <p>本県が提唱する政令県構想は、道州制に至る過渡的な役割を果たし得るものと考えられることから、道州制の議論と併せて政令県制度導入の意義についても真摯な検討をお願いしたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>広域自治体改革のあり方については、第28次地方制度調査会において、道州制の導入が適当であるとされ、幅広い見地から検討を進めるべきとの答申がなされたところである。このため、現在、道州制の導入に関する基本的事項を検討するため、道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会が設置されている。貴県の提案されている政令県制度が道州制の導入とどのように関連するかを含め、引き続き道州制の検討を進めてまいりたい。</p>				

## ○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方議会における準議員制度について	都道府県	青森県
		提案事項管理番号	1008010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	日本国憲法第93条
制度の現状	<p>◇日本国憲法</p> <p>第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p>② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>市町村議会において、人口が千～一万人程度の地区から推薦等で選出された、二分の一の議決権・発言権をもつ準議員を議会に参加させてもらいたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公職選挙法第15条8では、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。」とあります。</p> <p>しかし市町村議会で人口割の地区別小選挙区制を実施している自治体は皆無だと思われ、現実には市町村合併その他の理由により議員出身地区が偏るため、議会に対し公平な民意伝達ができない状況になっています。そのため議員定数と同人数程度になるように、人口が千～一万人程度の地区から各一名選出された、二分の一の議決権・発言権をもつ準議員を議会に参加させるべきです。</p> <p>一時的に費用が発生しますが、準議員の年間報酬は時間給または日当制により、一般議員報酬の2割以下と仮定されるため、議員定数または報酬を2割削減することにより十分賄われ、準議員が機能を果たすことにより、将来的には現議員定数を半分程度まで減らす事も可能であるので、最終的に四割程度の支出削減が見込まれます。</p> <p>準議員の選出方法としては直接選挙後の地区総会において、①地区長兼任②地区長推薦、それでも決まらない場合は、③準選管による間接選挙を行い、地区内で二名以上議員がいる場合は準議員を認めない選出方法により公平性が確保されます。選挙によらない人材が直接議会運営に関われば、それだけ自治体が活性化することになりますので、準議員の議会参加について検討をおねがいします。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
憲法において、地方公共団体の議会の議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するとされているところであり、ご提案のあった地方議会において準議員を設けることについては、憲法上疑義を生ずるものと考えられるところ。				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	地方公共団体の長についても、副市長という補佐役が認められている以上、議会の議員についても準議員制度が認められるべきである。 憲法との整合性により、準議員選出方法について直接選挙が必要とのご指摘だが、有権者の指名投票委任制度を含めた、地区内での二次選挙を行うことも可能である。そのため再検討を要望する。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
すでにご回答させていただいたとおり、地方議会の構成員であり、表決権等を有する議員の選挙については、憲法の規定に基づき、直接選挙によるものとされているところである。したがって、ご提案のあった地方議会において準議員を設けることについては、憲法上疑義を生ずるものと考えられるところである。				

## ○再々検討要請

再々検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見	憲法では議員について直接選挙するとされているが、議員以外の者を議会に参加させてはならないとの規定もないため、ただちに準議員について疑義を生ずる事にならない。 議員定数削減の流れにあつて、議会への民意伝達の不足分をカバーするため、準議員制度は必要不可欠な制度であると思われる。 現在の法律との整合性を問題にするのではなく、これからの社会にとって、特例措置を認めることが合理的かについて検討されるべきである。よって再検討を要望する。			

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私人の公金取扱いの制限の緩和	都道府県	新潟県
		提案事項管理番号	1019010
提案主体名	上越市		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)</p> <p>(私人の公金取扱いの制限)</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p> <p>◇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第一百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 使用料</p> <p>二 手数料</p> <p>三 賃貸料</p> <p>四 物品売払代金</p> <p>五 貸付金の元利償還金</p> <p>②～④ (略)</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在、徴収又は収納の事務を委託できる歳入について地方自治法施行令において「使用料」など限定列挙されているが、その項目に「高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定されている特定健康診査(以下「特定健康診査」)」、「高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づく健康診査(以下「健康診査」)」及び「健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業(以下「健康増進事業」)」に係る「自己負担金」を加えること、又は各法律施行令に「自己負担金」の徴収又は収納の事務を私人に委託できる旨の規定を行うこと。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成20年度から保険者に実施が義務づけられた特定健康診査を市町村国民健康保険が委託により実施する場合、公金の徴収又は収納を私人に委託することができないことから特定健康診査に係る受診者の「自己負担金」は、受診日前に納付書を用いて受診者から市町村に納入されている。</p> <p>その後、受診機関(医療機関等)から特定健康診査委託料の請求が行われるが、「自己負担金」納入者と受診機関から報告のある受診者に齟齬が生じる場合があり、後日、「自己負担金」の還付や納入の催告の必要性が生じている。</p> <p>私人の公金取扱いの制限を緩和し、受診機関が「自己負担金」の徴収を可能とすることで受診者は、受診日当日に受診機関で「自己負担金」を納めることとなり、事前に納付する手間を省くことができる。更に「自己負担金」納入者と受診者が必ず一致し、還付や請求の必要がなくなることなど収入がより確実に確保され、収入に要する事務的負担が大幅に軽減できる。</p> <p>また、健診機関に業務委託している健康診査又は健康増進事業に係る受診者の「自己負担金」については、職員が健診会場に出向き、受診者の「自己負担金」を徴収している。しかしながら当市は14市町村が合併し市域が広いことから、集団</p>

健診会場は地区ごとに設置し、年間222回を予定しており、その都度職員が負担金徴収に出務している現状である。私人の公金取扱いの制限を緩和し、受診機関が「自己負担金」の徴収を可能とすることで「自己負担金」の徴収に係る事務的負担が大幅に軽減できる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>私人の公金取扱いについては、公金の性格からその取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが求められるところであり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされており、一方、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、一定限度で私人による公金の取扱いを認めているものであるが、いわゆる負担金全般については、上記要件に合致しないことから認められないところである。なお、ご指摘の個別具体の負担金について、私人による取扱いが認められるか否かについては、当該負担金の根拠法を所管する厚生労働省において検討されるべきものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				



## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地方選挙におけるケーブルテレビを使った政見放送	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1023010	
提案主体名	三次市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第150条第1項及び第3項、第151条の5
制度の現状	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中、日本放送協会及び総務大臣が定める一般放送事業者のラジオ放送又はテレビ放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。

求める措置の具体的内容	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方自治体の長及び議会議員の選挙において、ケーブルテレビを活用した政見放送を通じ、立候補者が自ら掲げる政見公約を訴える。</p> <p>提案理由： 地方の時代と言われる昨今、今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公約による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。</p> <p>このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>政見放送は、①日本放送協会及び一般放送事業者の放送時間に限りがあること、②日本放送協会及び一般放送事業者の放送内容を市区町村単位で細かく設定できないこと、の関連もあり、法律上すべての選挙について一般的に保障することは不可能であるから、現在、国政選挙及び知事選挙のみに認めているところ。</p> <p>また、ケーブルテレビ放送は、日本放送協会及び一般放送事業者による電波を利用した無線放送と異なり、有線にて公衆に直接受信されることを目的とする放送であるため、その受信は施設整備の有無に物理的に左右されており、制度として、日本放送協会及び一般放送事業者に課されている受信できない地域に対する努力義務(放送法第2条の2第6項)が、課せられていないところである。</p> <p>なお、政見放送を含む選挙運動の公営の種類や対象については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものであり、各党各会派で十分に議論される必要があると考える。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

### ○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	永住外国人への地方選挙権の付与	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1023020
提案主体名	三次市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項
制度の現状	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

求める措置の具体的内容	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。</p> <p>提案理由： 永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものとする。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。</p> <p>自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

### ○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	セルフ式スタンドにおける水上バイクへの給油の解 禁	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	1031010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令第17条第5項 危険物の規制に関する規則第28条の2の4
制度の現状	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフ式ガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車に給油させることができる施設とする。

求める措置の具体的内容	セルフ式スタンドにおいて、車両以外への給油は認められていないが、原動機付き自転車への給油と比べ給油時の危険性が認められない水上バイクについては、給油を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第14次特区提案において、セルフ式ガソリンスタンドで原動機付き自転車に給油できても車両以外への給油は認められていないことから、水上バイクへ給油できないという問題点を指摘させていただき、水上バイクであっても給油できるように規制改革を求めたところ、最終的に原動機付き自転車は普及しており、1回の給油量が少ないから認めているとの回答をいただきました。</p> <p>そして、給油の可否の判断基準は事故防止、並びに事故が発生した場合の迅速な対応ということが示されました。</p> <p>しかしながら、この給油の可否の判断理由として、原付が普及していること、1回の給油量が少ないということは理由にならないと思います。</p> <p>事故防止、並びに事故が発生した場合の迅速な対応を考え、顧客自ら給油させる機会を極力必要最小限としたいのであれば、免許取得においても危険物に対する知識を要求していないような原動機付き自転車への給油は認めるべきではないと思います。しかし、事故防止、並びに事故が発生した場合の迅速な対応ということを考えても、原動機付き自転車への給油を認めているのですから、水上バイクへの給油も原動機付き自転車への給油に比べ明らかな危険性を指摘できなければ給油を認めるべきです。(少なくとも、船舶免許取得時には、エンジンルーム内の可燃性ガスの排気等、ガソリンに対する知識を必要としています。)</p> <p>賢明な判断をよろしく願います。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>水上バイクへの給油について、現在認められている自動車及び原動機付自転車への給油と比較して、同等以上の安全性を有しているかどうかは確認されていない。</p> <p>セルフ式ガソリンスタンドは、広く一般の方が引火の危険性のある危険物を直接取り扱うため、事故の防止及び事故が発生した場合の迅速な対応の観点から、顧客自らガソリン等を取り扱う行為は、必要最小限とする必要がある。原動機付自転車への給油は、国内での原動機付自転車の普及の状況や生活における必要性を踏まえ、認めているところである。</p> <p>水上バイクの普及状況や生活における必要性等も勘案し、また、セルフ式ガソリンスタンドが全体の2割程度である現状を踏まえ、水上バイクにセルフ式ガソリンスタンドでの給油を認めることは危険物保安の観点から適当ではないと考える。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<b>再検討要請</b>				
<p>右提案者意見及び全国のガソリンスタンド数における、セルフ式ガソリンスタンドの割合が年々増えている現状を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<b>提案主体からの意見</b>				
<p>原付は1回の給油量が少ないという理由で安全性を確認し給油を認めているという回答だと理解していますが、他の顧客等が居合わせる状況下で給油中に人などにぶつかれば倒れ、ガソリンが流出してしまう危険性がある原付よりは牽引車に固定された水上バイクの方が安全性は高いはずです。また、その他の安全装置の動作等の観点からの安全性についても検討する余地はあるはずです。</p> <p>改めて伺います。水上バイクへの給油が原付への給油に比べ同等以上の安全性があることを水上バイクのメーカー及び関係団体等に確認がとれれば、特区は実現可能と判断してよろしいでしょうか？また、提案を受けた貴省としてはその確認を実施する予定はないのでしょうか？</p>				
<b>再検討要請に対する回答</b>				
<p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>—</p> <p>前回の回答の繰り返しになるが、セルフ式ガソリンスタンドは、広く一般の方が引火の危険性のある危険物を直接取り扱うため、事故の防止及び事故が発生した場合の迅速な対応の観点から、顧客自らガソリン等を取り扱う行為は、必要最小限とする必要がある。</p> <p>また、セルフ式ガソリンスタンドにおける給油時の火災発生率はフルサービス式ガソリンスタンドと比較して非常に高く、現在までに、法令改正や通知により吹きこぼれ対策や静電気火災防止対策などのさまざまな対策を講じてきたところである。</p> <p>セルフ式ガソリンスタンドの普及状況や水上バイクの生活における必要性等の状況を踏まえ、現時点において水上バイクへの給油についての安全性を検討することは考えていない。</p>				

## ○再々検討要請

<b>再々検討要請</b>				
<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<b>提案主体からの再意見</b>				
<p>再度意見申し上げます。セルフ式の給油は危険な行為ですが、原付はその安全性の基準を満たしているので、給油を認めていると理解していますが間違いでしょうか。そして水上バイクについて、その安全性をメーカーや関係団体等が自主的に確認した場合、給油を認めるための検討を始めていただけるのでしょうか。(始める意思はあるのでしょうか)また、現在よりセルフ式スタンドの比率が増加すれば、給油を認めるための検討を始めていただけるのでしょうか。水上バイクのユーザーにとっての水上バイクは、健康に生活していくうえで、十分に必要性があることもご理解のうえご検討ください。</p>				

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420070	プロジェクト名	コンビナート活性化	
要望事項 (事項名)	移送取扱所の配管等に係る耐圧試験の要件の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1034050	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令第18条の2第1項 危険物の規制に関する規則第28条の28 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第42条
制度の現状	移送取扱所の配管等は、設置工事又は変更工事の後に、当該配管等に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で24時間以上の試験時間で耐圧試験を行わなければならない。

求める措置の具体的内容	移送取扱所の配管等の新設又は変更に当たっては、当該配管等に最大圧力の1.5倍以上の圧力で水を用いて24時間以上試験を行い、漏洩等の異常がないことを確認しなければならない。この方法に関して、水のみではなく、不活性ガスを用いることもできることとするともに、試験時間について24時間以上とあるところ、30分以上に緩和することを求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	我が国のコンビナートについては、構造改革特別区域の活用等も通じて、その高コスト構造は徐々に是正されてきているが、未だに障害となる規制は多く、コンビナート関連産業の国際競争力の強化の大きな阻害要因となっている。本提案はその中の一つに関するものである。移送取扱所の配管等の新設又は変更に係る試験については水を用いることとされているが、試験実施後、配管等を実際に使用するに際しては、再度乾燥させなければならないことに加えて、当該配管等に傷、穴、不具合等があれば、短時間で判明するところ、試験は24時間以上行わなければならないが、結果として、現行の試験時間に乾燥までの時間を加えた期間は当該移送取扱所を設置した施設を全体として使用することができなくなっている。このような状況を改善するため本提案を行うものである。これにより、コンビナートの高コスト構造がさらに是正されるとともに、事業者における負担が軽減され、生産の効率化等によるイノベーションを通じたコンビナートの更なる活性化が図られるものと考えられる。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備により危険物を移送する移送取扱所は、その配管が当該移送取扱所を保有する事業所等の敷地のみならず、当該敷地外その他海上等を通過するものであり、いったん危険物の漏えい又は火災等が発生すると当該移送取扱所を使用する者以外の者にも被害を及ぼし得るものとして、石油パイプライン事業法の事業用施設に係る技術上の基準に準じて、他の危険物配管よりも厳しい技術基準を適用し、高いレベルの保安を図っているところである。</p> <p>この一環として、移送取扱所の配管等の設置工事又は変更工事の後の耐圧試験は、最大常用圧力の1.5倍以上、試験時間24時間という条件で行うこととされているところであり、この試験条件を緩和することは、保安レベルを低下させることになりかねず、認められないものである。</p> <p>また、耐圧試験は配管等の漏えいその他の異常を確認をするために行う試験である。耐圧試験の際に不活性ガスを使用した場合、万一の事故が起きた際の危険性は水を使用した場合と比較して大きいこと、水を使用することとなっている。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<b>再検討要請</b>				
<p>耐圧試験を、最大常用圧力の1.5倍以上、試験時間24時間とする技術的な理由について、また、不活性ガスを使用した際に、具体的に挙げられる危険性・問題点について、回答されたい。</p> <p>併せて右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<b>提案主体からの意見</b>				
<p>配管等の強度が十分なものであるか確認するという耐圧試験の主な目的を考えると、水、気体のいずれを使用しても得られる結果に変わりはなく、移送取扱所以外の製造所、一般取扱所、タンク付属配管等では気体による耐圧試験が認められているところ、移送取扱所に係る耐圧試験について気体を用いたとしても問題はないと考えられる。そもそも、現状で移送取扱所についてのみ気体を使用出来ない具体的な根拠はあるのか。また、消防署による耐圧試験は、実態としては、溶接部の状態のハンマリングによる確認、全体の状況の目視による確認を中心としている。そのようなことから、強度等の確認のために試験時間が24時間必要であるとは考えられない。</p>				
<b>再検討要請に対する回答</b>				
	<b>「措置の分類」の見直し</b>	C	<b>「措置の内容」の見直し</b>	—
<p>耐圧試験の試験圧力、試験時間については、石油パイプライン事業法に準じており、同法制定当時、学識経験者や技術者等により検討され決定されたもの。</p> <p>移送取扱所は第三者の敷地を通過することにより区分された危険物施設である。気体を用いた耐圧試験では、万一の事故が起きた際の危険性が水を使用した場合と比較して大きいことから、第三者への危険性を考慮すると、水を使用すべきである。</p>				

## ○再々検討要請

<b>再々検討要請</b>				
<p>耐圧試験を、最大常用圧力の1.5倍以上、試験時間24時間とする技術的な理由について、また、不活性ガスの使用が認められない理由について具体的に回答されたい。</p> <p>併せて右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<b>提案主体からの再意見</b>				
<p>貴省ご回答においては、耐圧試験の試験圧力及び試験時間については石油パイプライン事業法に準じているとのことであるが、同法の制定は昭和47年であるところ30年以上前に行われた検討の結果が今日においても合理的である根拠は見出しがたいのではないかと。加えて、経済産業省のガスパイプライン安全基準検討会(平成13年～15年)においては、耐圧試験を液体に限定した理由について、同省は「気体だと検知しにくいこと、原則液体とした。検知できる場合は気体でもよい。」とし</p>				



ており、気体を使用した場合の危険性が水を使用した場合よりも大きいとする根拠は乏しい。時代に適した基準となるように再度検討されたい。

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420080	プロジェクト名	コンビナート活性化	
要望事項 (事項名)	危険物移送配管の地上設置に係る基準の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1034060	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令第18条の2第1項、第23条 危険物の規制に関する規則第28条の16第2号 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第32条第2号
制度の現状	移送取扱所の配管は、高圧ガス施設等の保安対象物件との間に、物件の種類に応じて一定の水平距離を有しなければならない。ただし、市町村長等が個別に、防火安全上支障がないことなどを勘案し、位置、構造及び設備の基準の特例を認めることができる。

求める措置の具体的内容	<p>現行制度においては、配管を地上に設置する場合にあっては、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第32条第2号に規定する施設に対しては、35メートル以上の水平距離を有するように配置しなければならない。これを、コンビナート内において企業間連携の一環として施設を相互利用するために新たに配管を設置する場合にあっては、危険物の規制に関する政令第23条を適用させることができることとするを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>コンビナートが所在する地方公共団体においては、当該コンビナートの産出額が地域経済に占める割合は高く、その動向は当該地域経済に大きな影響を与えるものである。昨今、石油化学工業の国際競争が激化する中で、コンビナートにおいて操業する事業所には一層の業務の効率化によるコストの削減が求められるところ、過剰となった設備を廃止し、企業、業種を超えた連携、施設の相互利用等の検討、運用が進められている。こうした取組に関し、現行制度は企業間の連携等を想定していないため、その推進には多くの障害となる規制が存在している。特に配管に関しては、企業間連携のために新たに配管を設置する場合、最短距離での効率的な設置が出来ず、保安措置を講じるのに必要な迂回のための配管、そのための用地の確保等が必要となり、事業者にとってかえって大きな負担となっている。加えて、現行制度により求められる保安措置を講じるための用地の確保、費用の捻出が困難な場合、企業間連携を断念せざるを得ないといった事例も見られる。こうした状況を改善し、企業間連携等の促進による我が国コンビナートの高コスト構造の是正、石油化学工業の国際競争力の強化につなげるため、本提案を行うものである。また、本提案が実現されることにより、企業間連携を通じたイノベーションの創出を梃子にした地域の産業構造の転換が図られることが期待される。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例に関する規定である危険物の規制に関する政令第23条の適用については、市町村長等が個別に判断するものである。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	貴省ご回答においては、政令第 23 条の適用については市町村長等が個別に判断するものとしているが、これは、当方提案については現行制度により対応可能であるとの趣旨を含むものと解してよろしいか。また、市町村長等の個別の判断に関し、その範囲を確定し、又はそれを実質的に縛るような通知等は発出していないか、教示されたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
危険物の規制に関する政令第 23 条の適用については、市町村長等が個別に判断できる制度になっている。 なお、同条の適用に係る市町村長等の個別の判断について、通知等により、その範囲を確定し、又はそれを実質的に縛ることができるものではない。				

### ○再々検討要請

再々検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見	貴省ご回答においては、当方提案については、現行制度で実現が可能とのことであり、政令第 23 条の適用に係る市町村長等の個別の判断に関する通知等による縛りはないとのことであるが、市町村長等の判断の参考とすべき基準、メルクマー等々は作成しているのか。それとも完全に市町村長等の自由な判断に任せているのか。			

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420090	プロジェクト名	コンビナート活性化	
要望事項 (事項名)	危険物配管等の設置に係る高圧ガス施設等との保安距離規制の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1034070	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号、第23条 危険物の規制に関する規則第12条
制度の現状	危険物施設の位置は、高圧ガス施設までの間に、20メートル以上の距離を保つこと。ただし、市町村長等が個別に、防火安全上支障がないことなどを勘案し、位置、構造及び設備の基準の特例を認めることができる。

求める措置の具体的内容	<p>現行制度においては、危険物導管と高圧ガス施設、高圧ガス導管と危険物施設との間には 20メートル以上の保安距離を保つこととされている。これを、コンビナート内において企業間連携の一環として施設を相互利用するために新たに危険物導管等を設置する場合にあっては、危険物の規制に関する政令第23条を適用させることができることとすることを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>コンビナートが所在する地方公共団体にあつては、当該コンビナートの産出額が地域経済に占める割合は高く、その動向は当該地域経済に大きな影響を与えるものである。昨今、石油化学工業の国際競争が激化する中で、コンビナートにおいて操業する事業所には一層の業務の効率化によるコストの削減が求められるところ、過剰となった設備を廃止し、企業、業種を超えた連携、施設の相互利用等の検討、運用が進められている。こうした取組に関し、現行制度は企業間の連携等を想定していないため、高圧ガス施設の企業間相互利用のための危険物導管の新設、又は危険物施設の企業間相互利用のための高圧ガス導管の新設を行う場合、保安措置を講じるのに必要な迂回のための配管、そのための用地の確保等が必要となり、事業者にとってかえって大きな負担となっている。加えて、現行制度により求められる保安措置を講じるための用地の確保、費用の捻出が困難な場合、企業間連携を断念せざるを得ないといった事例も見られる。こうした状況を改善し、企業間連携等の促進による我が国コンビナートの高コスト構造の是正、石油化学工業の国際競争力の強化につなげるため、本提案を行うものである。また、本提案が実現されることにより、企業間連携を通じたイノベーションの創出を梃子にした地域の産業構造の転換が図られることが期待される。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例に関する規定である危険物の規制に関する政令第23条の適用については、市町村長等が個別に判断するものである。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	貴省ご回答においては、政令第 23 条の適用については市町村長等が個別に判断するものとしているが、これは、当方提案については現行制度により対応可能であるとの趣旨を含むものと解してよろしいか。また、市町村長等の個別の判断に関し、その範囲を確定し、又はそれを実質的に縛るような通知等は発出していないか、教示されたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
危険物の規制に関する政令第23条の適用については、市町村長等が個別に判断する制度になっている。 なお、同条の適用に係る市町村長等の個別の判断について、通知等により、その範囲を確定し、又はそれを実質的に縛ることができるものではない。				

### ○再々検討要請

再々検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見	貴省ご回答においては、当方提案については、現行制度で実現が可能とのことであり、政令第 23 条の適用に係る市町村長等の個別の判断に関する通知等による縛りはないとのことであるが、市町村長等の判断の参考とすべき基準、メルクマー等々は作成しているのか。それとも完全に市町村長等の自由な判断に任せているのか。			

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ドクターカー業務における消防用無線基地局の病院 内での開設と運用について	都道府県 提案事項管理番号	岐阜県 1042010
提案主体名	岐阜県立多治見病院		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号) 平成7年郵政省告示第183号
制度の現状	<p>消防用無線局については、その通信系に消防機関の指揮統制下にない運用者が加わった場合、消防業務の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがあることから、その免許人を消防機関に限っているところだ。</p> <p>しかしながら、医療機関が消防用無線局の運用を行うことが必要な場合には、電波法施行規則第5条の2及び平成7年郵政省告示第183号第3項の規定に基づき、免許人による適切な監督、免許人との契約関係の存在及び無線局運用証明書の携帯の要件を備えることで、免許人以外(例えば、ドクターカーに乗車する医師等)であっても、消防機関を免許人とする消防用無線局を運用することが可能です。</p>

求める措置の具体的内容	ドクターカー業務において、病院内に消防用無線の基地局を開設し、病院からドクターカーや現場救急隊員等と直接通信できる体制を整備する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>昨年度、ドクターカー業務における救急現場での円滑な情報伝達と即時の情報共有を図る目的で、病院での消防無線局の使用について特区提案を行った結果、病院所在地の消防業務を管轄する多治見市長(免許人)の監督下においてその運用が可能との判断を受け、この4月より、消防無線局&lt;移動局2局&gt;の運用を開始した。これにより、ドクターカーと現場救急隊員(消防)との通信環境は大きく改善されたが、新たな課題も浮かんできた。</p> <p>現場の患者がおかれた状況(症状)は多岐多様であり、その状況に適した専門的な医療情報を、いかに早く現場へ提供できるかが求められる。今後、ドクターカー業務をより充実させるためには、病院・ドクターカー・現場救急隊員・消防本部通信指令室を統合するコミュニケーションを確立させ、病院が基点となり、高度な治療戦略を直接的、且つ、即時に現場に反映できる体制&lt;病院による後方支援&gt;の整備が必要である。</p> <p>しかし、病院が無線通信を行うためには、基地局(固定局)である必要があり、現在運用中の移動局ではこうした使用法は認めず、また消防機関でなければ基地局は設置できない。</p> <p>現在は簡易無線局や携帯電話を代用しているが、間接的伝達となるため、現場とは円滑な情報共有が行えず、逐次更新する追加情報の提供は困難。より専門性の高い医療情報をドクターカーを経由して伝達する場合、医師本人が運転手であるケースがほとんどであるので、その都度停車して無線操作を行わなければならない、ドクターカーの現場到着が遅れてしまう。</p> <p>こうした課題を克服するため、病院内に消防無線の基地局を開設し、その運用について許可願いたい。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>前回の特区提案に対して回答したとおり、消防用無線局であっても、電波法施行規則第5条の2及び平成7年郵政省告示第183号第3項の規定に基づく条件を満足する場合、免許人である消防機関以外の者が運用できるようになっています。</p> <p>この規定は、無線局の種別によらず対象としていることから、移動局のみならず基地局の場合であっても適用可能となっています。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

### ○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420110	プロジェクト名	-
要望事項 (事項名)	カジノ実現に必要な法整備	都道府県	長崎県
		提案事項管理番号	1047010
提案主体名	佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、嬉野市、武雄市、佐世保商工会議所、西九州統合型リゾート研究会		

制度の所管・関係府省庁	警察庁 総務省 法務省 国土交通省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>西九州地域におけるハウステンボス場内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求めるもの。</p> <p>具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を阻却するため、同35条の「法令又は正当な業務による行為は罰しない」を根拠に、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を実現しようとするものである。</p> <p>今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするため法案及び事業スキームを添付し提案を行う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポテンシャルと環大村湾の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウステンボス場内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1,700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。</p> <p>提案理由</p> <p>昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為には、カジノという新しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取り組む必要がある。これまでも大阪府などがカジノ関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することはできないとし検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあっていることから、別添の法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。</p>



## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	-	措置の内容	-
今回の提案は地方公共団体が実施主体とするものであること、カジノの実施と密接に関連する周辺の治安対策や観光振興、交通対策による地域づくり等を地方公共団体が担っていること等から、カジノの実施が地方財政に資することが必要。なお、現在、賭博罪の特例として行われている各種の公営競技についても、地方財政の健全化等を目的としているところ。				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、地方財政に資することの具体的な条件について回答されたい。			
提案主体からの意見	今回の提案は、総務省からの回答にあるように、地方財政に資することも前提に、特別法(案)を作成し提案を行っている。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	-	「措置の内容」の見直し	-
「地方財政に資する」とは、公営競技の法制度と同様、具体的な法制度の仕組みにおいて、当該地方公共団体が住民の福祉の増進のために行う施策の財源に充て、もって地方財政の健全化を図るよう、地方公共団体においてその収益が活用されることが必要であるということの意味するものである。				

## ○再々検討要請

再々検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見	今回提案している特別法(案)においては、地方公共団体が施行者となっているが、カジノの運営等については一括委託契約による法人が独立採算で事業を展開することになっている。 しかし、カジノによる営業収益は地方公共団体に帰属し、その収益をもって本市等の財政基盤の強化につながり、地域住民福祉の増進のための施策に寄与できるだけでなく、収益の一部をカジノ監視振興法人へ納付し、補助金という形で他の地方自治体へ交付されることから、他の自治体の施策推進にもつながる可能性がある。そこで、地域振興の観点から、今後総務省が主体となってカジノの法制化に向けた取り組みが可能かどうかご意見を伺いたい。			

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による血糖値測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	都道府県	千葉県
		提案事項管理番号	1052010
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第四十四条第一項 救急救命士法施行規則第二十一条
制度の現状	救急救命士による血糖値測定とブドウ糖溶液投与は認められていない。

求める措置の具体的内容	意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下において救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで増加し、さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。この糖尿病患者数の増加と相まって、低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。</p> <p>重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が重要となります。この鑑別には血糖測定が有効ですが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な3次医療施設への搬送を余儀なくされます。</p> <p>簡易血糖測定器の取扱いは容易であり、患者本人だけでなく医学知識の全くない患者家族でさえも外来での短時間の練習で施行可能です。ある程度の医学知識を備えた救急救命士が施行することに何ら支障はないと考えます。さらに血糖測定は低血糖発作の鑑別だけでなく、適正な医療機関の選択にも大変有効です。また、低血糖発作症例に対しては静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。</p> <p>当MCでは、救急救命士に糖尿病の病態生理・低血糖症状の鑑別方法・血糖測定器の使用実習・ブドウ糖液の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。</p> <p>今後も増加が予想される低血糖発作患者への救急救命士の血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下に認めていただきたいと思います。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
<p>救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。</p> <p>救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420130	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	都道府県	千葉県	
		提案事項管理番号	1052020	
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会			

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第四十四条第一項 救急救命士法施行規則第二十一条
制度の現状	救急救命士による重症喘息患者に対するβ刺激薬の使用は認められていない。

求める措置の具体的内容	喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前における喘息死を防ぐことに寄与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人(男性:1565人、女性1633人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。</p> <p>現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症喘息発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで患者は容易に心肺機能停止状態に陥ってしまいます。</p> <p>そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。</p> <p>現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、救急救命士には使用できないのが現状です。救急現場に患者本人のみで重症喘息発作時には、患者本人が自力で吸入を行うだけの体力や思考能力はもはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約48%が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救護において救急救命士による吸入薬の介助が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。</p> <p>当MCでは、救急救命士に気管支喘息の病態生理・重症喘息発作の鑑別方法・β刺激薬の作用と副作用・吸入器の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCにて認定を行った上での施行を考えております。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることと、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下であることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
<p>救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。</p> <p>救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について	都道府県	千葉県
		提案事項管理番号	1052030
提案主体名	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会		

制度の所管・関係府省庁	総務省 厚生労働省
該当法令等	救急救命士法第四十四条第一項 救急救命士法施行規則第二十一条
制度の現状	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液は認められていない。

求める措置の具体的内容	<p>出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在の救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して医師の指示のもとに定められた医療行為(特定行為)が許されておりますが、交通事故等の外傷傷病者や熱中症者、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対して心肺機能停止前に静脈路確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われてゆく傷病者を見守るしかなく、心停止を待つようやく輸液が施行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡(Preventable Death)以外のなものでもありません。</p> <p>実際、ドクターヘリで出勤し現場で輸液のみの医療行為を施行した28例の検討では、現場の平均血圧 <math>68.3 \pm 17.4 \text{mmHg}</math> が病着時には <math>99.5 \pm 29.3 \text{mmHg}</math> へ回復しており、統計学的に有意差を持って循環動態の改善に輸液の効果が実証されました。さらに現場で循環動態が不安定であった32例の検討では、現場でその全例に輸液を行い、さらに9例に気管挿管と5例に胸腔穿刺を施行することで、予測生存率が現場の <math>0.56 \pm 0.38</math> から病着時には <math>0.65 \pm 0.38</math> に改善し、輸液の効果は予後にも影響することが示唆されました。</p> <p>そこで、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。</p> <p>傷病者が出血性ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に大きく寄与すると考えます。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で施行する際は医師の直接の指示下である直接メディカルコントロールとした上で、本提案を認めていただきたいと思います。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	—
<p>救急救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救急救命士の処置範囲全般について検討を行うものと聞いている。</p> <p>救急救命士の処置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420150	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1056010	
提案主体名	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項
制度の現状	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

求める措置の具体的内容	<p>公職選挙法第九条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、第二項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十八条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳から引き下げられるようにする。全国で18歳以上になると約269万人、16歳以上になるとさらに約252万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。</p> <p>②2007年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は投票権年齢を18歳にするとともに、2010年までに公職選挙法(選挙権)や民法(成年)の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」としている。</p> <p>③世界189ヶ国・地域のうち166ヶ国・地域(87.8%)が18歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30ヶ国は日本と韓国(19歳)以外が18歳である。ドイツなどでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、5州で16歳以上に地方選挙権を保障している。</p> <p>④住民投票条例の投票年齢要件を18歳以上・15歳以上・12歳以上など未成年者に保障する地方公共団体が2005年現在で144市町村まで増加した。</p> <p>⑤2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>



○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。</p> <p>なお、日本国憲法の改正手続きに関する法律附則第 3 条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところである。</p> <p>いずれにせよ、地方選挙も含め選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420160	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地方公共団体の議員および長の被選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1056020	
提案主体名	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)			

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第19条 公職選挙法第10条第1項
制度の現状	日本国民で、年齢満 25 歳以上の者については地方公共団体の議員及び市町村長の(市町村の議会の議員の場合はその選挙権を有する者に限る)、年齢満 30 歳以上の者については都道府県知事の被選挙権を有する。

求める措置の具体的内容	<p>公職選挙法第十条第一項に次の一号を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前四号に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十九条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前三項に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を 25 歳(30 歳)から引き下げられるようにする。全国で 25 歳以上から 20 歳以上になると約 731 万人、18 歳以上になるとさらに約 269 万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりと地方政治の活性化につながる。また、たとえ立候補しても議員や長に就くかどうかは厳密に民意の選択に委ねられている。</p> <p>②世界 191 ヶ国・地域のうち 110 ヶ国・地域(57.6%)が 21 歳で被選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダなどが 18 歳で、ドイツでは 10 代の国会議員が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては 18 歳で 10 代の市長・町長などが誕生している。</p> <p>③2000 年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
被選挙権年齢引き下げについては、その職務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討すべき事柄であり、選挙の基本に関わる問題であるので、地方選挙の被選挙権についても、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

### ○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市町村の議会の議員の選挙について選挙区を設けるときは、当該市町村の条例で世代別とすることができる。	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1056030
提案主体名	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	公職選挙法第12条第4項及び第15条第6項から第9項まで
制度の現状	選挙は一定の区域を単位として行われる。市町村の議会の議員の選挙については、原則としては選挙区を設けず、当該市町村の区域を一の単位として行うのであるが、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。

求める措置の具体的内容	公職選挙法第十五条に次の一項を追加する。 市町村は、その議会の議員の選挙につき、第6項に規定する選挙区を設けるときは、それを当該市町村の条例で世代別とすることができる。
具体的事業の実施内容・提案理由	少子高齢・人口減少社会を迎えるなか、各世代の意見を投票率に高低に関係なく人口に応じて反映させることで、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
ご提案の趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、選挙区の在り方は、選挙の基本に関わる問題であることから、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420180	プロジェクト名	地域活性化モデル事業	
要望事項 (事項名)	・NPO 法人が整備するソーラ事業への整備補助金と 売電価格適用の緩和。「2MW 発電所」と「公共施設」 &「一般家庭・戸建住宅」設置のソーラ事業)	都道府県	高知県	
		提案事項管理番号	1059020	
提案主体名	(株)ドゥブラコン			

制度の所管・関係府省庁	総務省 文部科学省
該当法令等	地方自治法第238条の4第2項、第7項
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (行政財産の管理及び処分)</p> <p>第二百三十八条の四</p> <p>① (略)</p> <p>② 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。</p> <p>一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。</p> <p>二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合</p> <p>三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合</p> <p>四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)</p> <p>五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。</p> <p>六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>⑧～⑨ (略)</p>
求める措置の具体的内容	・NPO 法人が、公共施設の屋根へソーラパネルを設置する事業を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	

NPO 法人が「ソーラ発電所(2MW)の整備・発電事業」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無料設置による売電等の事業」をすることで、市財政と住民への負担を掛けずに地域での太陽光発電の普及と雇用を図る。

【提案理由】

・高知県は日照条件の良さから、ソーラ発電量が全国一であり、「南斜面に面した当該敷地に、2MW のメガソーラ発電所の整備・運営」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無料設置による売電とグリーン電力認証の事業」によって地域でのソーラタウンモデル事業が可能な立地条件を備えている。

・ソーラ発電促進を目的とした NPO 法人の事業であることより、整備補助金や売電料金の適用を公共や一般家庭への優遇措置を適用する事で、事業の安定化が図れる。

・事業間利益を活用して電気自動車を導入することで、公用車や郵政へのカーシェアリング事業もモデル的に実施。

【措置】

・公共施設(学校、庁舎等)の屋根へのソーラパネル設置規制の緩和。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>一般的に公共施設等の行政財産を本来の目的以外に使用する場合には、現行法上、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可により認められるもの。また、同法第238条の4第2項に定める要件に合致する場合には、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することは認められているところ。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				



## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420190	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	短時間勤務職員の任期の撤廃	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1068010
提案主体名	草加市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律
制度の現状	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく短時間勤務職員の任期は原則3年(例外5年)を超えない範囲で任命権者が定める

求める措置の具体的内容	<p>ワークシェアリングの推進と、非正規任用職員の身分及び処遇の安定、さらに公務労働の生産性向上に資するため、草加市においては、地方公務員法第24条6項の規定に基づき条例で定める職員の勤務時間等の条項を弾力化し、短時間、短日数勤務職員についても、条例で別に定める範囲及び条件に基づいて、任期の定めのない職員として任用し、あわせて、当該職員が地方公務員等共済組合に加入できる道を用意したい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方公務員法第24条は、勤務時間等は条例で定めるとし、自治体の自主性を重んじているが、同時に、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとしていることなどから、草加市を含む全国自治体で、労働基準法に定める1週当たり労働時間の上限を基本として、職員の勤務時間及び勤務日を画一的に定めている。地方公務員法の改正により、この条件を満たさない短時間勤務職員の任用が可能となったが、任用期間が3～5年とされているなどのため、身分上の安定性を欠き、活用を広げにくい。9次提案(平成18年6月)において、兵庫県より任期付短時間勤務職員の任期の撤廃についての提案がなされたが、総務省からの回答は、任期の撤廃は不相当であるとのことであった。それから3年が経過し、その間に厚生労働省でも多様就業型ワークシェアリングの導入を進めており、その代表的制度として短時間勤務職員(短時間正社員)を挙げるなど、官民を挙げてワーク・ライフ・バランスの様々な取組が進められてきた。業務の特性に対応した効率的な運営を図る上でも、短時間勤務者の雇用(任用)の安定化が不可欠である。そこで、条例で定める範囲及び条件のもとで、短時間、短日数の勤務に従事する職員を、任期を定めずに任用できるものとした。あわせて、現行制度上、常勤職員及び常勤職員に準ずる者で政令に定める者のみ加入できるとされている地方公務員等共済組合に、当該職員が加入できるようにしたい。もとより、任用に際しては競争試験を行い、給与は、職務給原則により対処する。自治体の先導的取組により、民間事業所への波及も期待できると考えられる。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	c	措置の内容	I
<p>公務の運営については、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追及等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心として行われている。</p> <p>任期付短時間勤務職員制度は、このような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、かつ、基本的には他の職へ異動することのないことを想定して導入されたものであり(平成16年8月)、短時間勤務職員を任期の定めなく採用する場合には、人事配置など長期的な人事管理に困難が予想されること等から、ご提案のような任期付短時間勤務職員の任期の撤廃は不適當である。</p> <p>また、地方公務員法第14条第1項及び第24条第5項において、地方公務員における勤務時間等の勤務条件については、民間や国家公務員におけるものと均衡を図ることが求められているが、民間でも契約期間の定めのない短時間正社員制度のような雇用形態は、現時点ではまだ、一般的とは言い難く、また、国家公務員においても、そのような制度はないところである。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、併せて正規職員と非常勤・臨時職員との格差是正の観点から回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>当面の間、短時間勤務で業務遂行が可能な特定の職種に絞り込んで適用を想定しており、適用を広げる場合にも、その職種に応じて必要な日数、時間を勤務する職員を正規職員として処遇しようとするものであり、長期的にも人事管理上の問題は無いと考える。また、想定される職種では、臨時職員等により支えられている職場が多いが、自治体として雇用の安定性を高め、職員を任期付の不安から解放することの意義は大きい。勤務条件の均衡については、民間ではフレックスタイム制度など、各企業が実情に応じて制度を導入しており、本提案の勤務形態が一般的か否かではなく、働き方の選択肢が多様化しているという事実において均衡をとらえるべきである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>一次回答で示したとおり、公務の運営については、任期の定めのない常勤職員を中心として行われており、任期付短時間勤務職員制度はこのような原則の例外として、一定の期間における特定業務に従事する場合に限り、かつ、基本的には他の職へ異動することのないことを想定して導入されているものである。</p> <p>このように他の職への異動を前提としていない本制度の任期を撤廃することは、職務の長期固定を招くことから、人事管理の面での困難に加え、公務の能率性の低下といった問題も考えられる。</p> <p>さらに、一次回答で示したとおり、国家公務員においても、貴市提案のような制度は設けられていないところであり、地方公務員法第14条第1項及び第24条第5項において、地方公務員における勤務時間等の勤務条件について、民間や国家公務員におけるものと均衡を図ることが求められているということも踏まえると、貴市の再検討要請は不適當である。</p> <p>なお、臨時・非常勤職員の処遇については、平成21年4月24日付「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」を参考とされ、①任用根拠及び勤務条件等を明示することや、②報酬等、休暇、社会保険及び労働保険の適用その他の勤務条件について適正な水準とすること、③臨時・非常勤職員の服務に関する留意点及び④再度任用の在り方等、制度の想定に則り適切に対応されたい。</p>				

## ○再々検討要請

再々検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見				

貴省の見解は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」によると思われるが、例外扱いとする理由は、任期を付された職員は身分上の安定性を欠くからである。従って、同法は短時間勤務職員には必ず任期を付さなければならないと定めたものではないと解される。自治体が提供する公共サービスで、そもそも短時間勤務が能率的かつ人事管理面の問題はない職種は任期を定める必要はなく、同法には抵触しないと考えられる。そこで、地方自治法第245条の2により、条例でいわゆる常勤職員とは異なる別途の勤務時間及び日数を定めたいと考える。なお、国家公務員との均衡よりも不安定な勤務条件の是正を優先すべきと考える。

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420200	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ポイントカード収納特区	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1068020
提案主体名	草加市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第156条
制度の現状	<p>◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)</p> <p>(証紙による収入の方法等)</p> <p>第二百三十一条の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。</p> <p>② 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。</p> <p>③ 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。</p> <p>④ 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>⑤ 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。</p> <p>⑥ 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者(以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。)が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>⑦ 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。</p> <p>◇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)</p> <p>(証券をもつてする歳入の納付)</p> <p>第一百五十六条 地方自治法第二百三十一条の二第三項の規定により普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。</p> <p>一 持参人払式の小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。)又は会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関(以下この条において「会計管理者等」という。)を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの</p> <p>二 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの</p>

- ② 会計管理者等は、前項第一号に掲げる証券であつてもその支払が確実にないと認めるときは、その受領を拒絶することができる。
- ③ 地方自治法第二百三十一条の二第四項前段に規定する場合には、会計管理者等は、当該証券をもつて納付した者に対し、速やかに、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならない。

#### 求める措置の具体的内容

市内商業者が実施する市内共通ポイントカードのポイントを、納税や各種行政サービスに使用できるようにしたい。

#### 具体的事業の実施内容・提案理由

草加市を取り巻く商業環境は、全国的な消費の低迷に加えて、周辺市域への大型商業施設の相次ぐ進出により、きわめて厳しい状況に置かれている。

そこで、全市的な商店の会である草加市商店連合事業協同組合では、市内商業の活性化を図るため、「市内共通ポイントカード」事業の実施に向けて準備を進めている。当該事業は、「エコポイント」の付与による環境への配慮促進や「ボランティアポイント」の付与による地域貢献活動への参画啓発等を包括しており、草加市としては、ポイントを納税や各種行政サービスに使用できるようにすることでカードの利便性を高め、普及に貢献したいと考えている。また、納付方法が増えることによる納税促進効果も期待できる。

しかし、ポイントカードによる収納を実施している各地の自治体の例を見ると、地方自治法第231条の2第3項ならびに同法施行令第156条の規定により、市民がポイントカードを窓口へ持参する都度小切手を発行し、ポイントと小切手を交換して収納するという手法を強いられている。この収納方法では多くの件数を処理することが困難であり、毎日相当数のポイントカードの持ち込みが予想される草加市にはなじまない。

そこで、市民が所定のポイントに達したポイントカード(=満点カード)を窓口へ持参した際、満点カードを現金と同等とみなすことが可能であれば、現行法のもとで収納が可能であるとする。なお、満点カードの収納については、草加市商店連合事業協同組合と換金に関する契約を締結し、市で収納した満点カードの速やかな換金を担保することを条件に実施したいと考えている。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>現行法においては、地方公共団体の歳入の収入は、調定により決定された収入金額を確実に徴収する観点から、現金による納付が原則とされており、それ以外の納付については、現金と同視しうるもの、つまり、即時換金性が認められる条件を満たすものについて、例外として認められているところ。具体的には、証券等による納付が認められているところ。なお、現金と同視しうるか否かの判断は、地方公共団体の裁量判断によるものではなく、客観的なものでなければならない。</p> <p>貴団体の「ポイントカード」については、現金と同視しうるものとして現行法上認められている小切手、地方債、国債等の証券とは異なり、上記要件を満たすものではないものと思われる。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p><b>再検討要請</b></p> <p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの意見</b></p> <p>歳入の収入の方法の条件として挙げられている換金性は、「即時」の換金より「確実」な換金を重視していると考え。そこで、本提案の共通ポイントカードのポイントを発行する草加市商店連合事業協同組合は、ポイント換金専用の口座を開設し、口座には常に一定以上の残高を確保することとし、市は常にその残高確認を行うこととすれば、現金と同視し得る確実性を担保できる。本提案が実現すれば、ポイントの利用価値が高まり、地元商店が活性化するとともに、市は収納率の向上という相乗効果が期待できる。本市が地元商店と協働で厳しい社会経済情勢に対応しようと懸命に取り組んでいることをご理解いただき、より前向きにご回答いただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>既に回答しているとおり、現行法においては、地方公共団体の歳入の収入は、調定により決定された収入金額を確実に徴収する観点から、現金による納付が原則とされており、それ以外の納付については、その性質上一般に直ちに現金に代えることができるものに限定されているところであるが、ご提案の「ポイント」については、客観的に現金と同視しうるものとは認められない。</p>				

## ○再々検討要請

<p><b>再々検討要請</b></p> <p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの再意見</b></p> <p>地方自治法は、自治体への国の関与について、関与の目的を達成するための最小限のものとし、また、自治体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないとしている。しかし、本提案に関する国の規制は、目的を達成するための有効性を欠くばかりか、自治体の自主性及び自立性への配慮を欠く、最大限の関与となっている。地方自治法の趣旨に違背するだけでなく、自治体独自の納税促進と地域産業振興に関する厳然たる「自治事務」を阻害するものである。自治振興を阻害することなく、道を開けていただきたい。</p>				



## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420210	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	永住外国籍市民に対し参政権付与	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1068030
提案主体名	草加市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項
制度の現状	日本国民で、年齢満 25 歳以上の者については地方公共団体の議員及び市町村長の(市町村の議会の議員の場合はその選挙権を有する者に限る)、年齢満 30 歳以上の者については都道府県知事の被選挙権を有する。

求める措置の具体的内容	<p>永住外国籍市民に対して、草加市長選挙、草加市議会議員選挙の選挙権を付与する。対象は、草加市に引き続き1年以上住所を有する年齢満20歳以上の者で外国人登録をし、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>今国会で住民基本台帳法の一部改正案が提出され、本市が5年前に2度にわたって提案した「外国人住民の住民票記載」が実現する見込みとなっている。意義ある前進であり、そこからさらに、一定の資格要件を満たす外国籍市民に、地方参政権(選挙権)を付与する取り組みへと進みたい。</p> <p>本市は、「共生」を基本理念としたまちづくりを進めており、その中で、外国籍市民との共生に向けた様々な活動も、市民主体で展開されている。住民としての登録を行い、納税していただいている永住外国籍市民は、地域の一員であり、当然、市政にも参加していただくべきと考えている。これは、市議会の総意として議決されている。</p> <p>本件は、今回で6度目の提案となるが、地域を限定した『特区』であることを考慮いただき、国会審議の膠着状態を打開するモデルケースとして実施させていただければ、特区としての意義も有効に果たせるものと考えている。国会での審議の中に当市の提案が反映されるよう、ご対応いただきたい。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

### ○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				



## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420220	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人の地方自治体参政権の付与	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1073020
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項
制度の現状	日本国民たる年齢満 20 歳以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■外国人の住所変更・各種申請の簡易化</li> <li>■外国人の地方自治体参政権の付与</li> <li>■外国人の経済活動の柔軟化</li> <li>■留学生の就職活動の拡大</li> </ul>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>■提案理由)アジアの窓口である福岡地区での、外国人が働きやすく、移住しやすい環境を整えることで、経済活動の活性化を目指す。</p> <p>■内容)外国人の住所変更・各種手続きを日本人同様に出来るよう、各出張所に入国管理局審判担当を常駐させ簡易化を図る。また、在留条件を満たす外国人を経済人と認め、地方自治参政権を与える。日本国で就学し学位を得た外国人に関しては、日本人同様、起業し経済活動発展に貢献できるよう、認める。</p> <p>また、現在規定されている留学生の就職活動についても昨今の採用環境等も鑑み上限の 180 日を超える期間の設定する。</p> <p>■効果)アジアでの国境ボーダーレスの模範になる。外国人の生活環境を整え、各種手続きを簡易化することで、各現場での外国人の活躍の場が広がる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420230	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	放送行政を担う独立行政委員会の設置	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1083010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	なし
制度の現状	現在、放送行政を担う独立行政委員会は存在しない。

求める措置の具体的内容	放送行政を担う独立行政委員会を設置し、放送コンテンツに関する規制、処分及び指導等を、独立行政委員会で行うものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	放送コンテンツに関する規制、処分及び指導等は、表現の自由に密接に関わるものである。よって、放送コンテンツに関する規制、処分及び指導等は、政治的中立性及び独立性が特に求められるといえるので、これを独立行政委員会にて行うこととすべきである。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>我が国は議院内閣制を採用しており、内閣の一員である各省大臣が責任を持って行政を執行することが原則である。</p> <p>特に放送をはじめとする情報通信分野は、技術革新が激しく、国家戦略的対応が強く求められる分野であることから、機動的・一体的・総合的な対応を可能とする現在の独任制の省の形態により、大臣が責任をもって行政を執行する体制が適当と考える。</p> <p>なお、放送法においては、第3条で放送番組編集の自由が保証されているなど、放送事業者の自主自律による番組編集を基本とする制度とされている。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

### ○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420240	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	放送参入に関する、外資規制の撤廃とオークション 方式の導入	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1083020
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	電波法(昭和25年法律第131号)第5条第4項、第6条第2項、第7条第2項 放送法(昭和25年法律第132号)第52条の8、第52条の13
制度の現状	<p>放送局の免許及び委託放送業務の認定については、外資規制がかかっている。</p> <p>また、免許審査においては、各審査条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与する者が優先するものとしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地上波放送を含め、放送分野への外資参入規制を撤廃するものとする。放送に関する免許審査における比較審査方式を、オークション方式に移行するものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>有線放送等による放送そのものの多様化と、インターネット等によるメディアの多様化により、地上波テレビを始めとした放送は、従来のような特別な影響力を失っている。しかし、現在の放送業界は参入規制により競争が完全には促進されておらず、視聴者が求める情報を放送で提供できていなかったり、放送局の経営の効率化が遅れていたりする。特別な影響力が薄いのであれば、外資規制を撤廃して参入の自由度を高め、競争を促進することによって経済を発展させるべきである。また、外資規制の撤廃と合わせて免許審査をオークション方式にすることにより、一番効率的に電波を利用できる事業者を市場の中で選ぶべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>放送は、言論・報道機関としての性格を有しており、依然として、その社会的影響力は大きいものと考えている。例えば、地上テレビジョン放送の視聴時間数は1日当たり3時間30分(NHK放送文化研究所「平成21年6月全国視聴率調査」より)と他のメディアに比べて多く、依然として、その社会的影響力は大きいものと考えている。</p> <p>放送局に対する外資規制については、有限希少な周波数の利用を自国民に優先させること、また、上記のように社会的影響力が大きいことから設けられており、引き続き必要と考えている。なお、オークション方式については落札額の高騰や免許の既得権益化などの問題点が指摘されており、その導入については、慎重であるべきと考えている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420250	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	番組調和原則の撤廃	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1083030
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	放送法(昭和25年法律第132号)第3条の2第2項
制度の現状	放送事業者はテレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。

求める措置の具体的内容	番組調和原則を撤廃するものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	有線放送等による放送そのものの多様化と、インターネット等によるメディアの多様化により、地上波テレビを始めとした放送は、従来のような特別な影響力を失っている。しかし、現在の地上波放送業界は番組調和原則により、視聴者が求める情報を放送で提供できていなかったり、各局の放送内容の差が小さくなったりしている。特別な影響力が薄いのであれば、番組調和原則を撤廃して放送局の表現の自由を尊重し、放送局に市場の中で視聴者のニーズに合わせた放送を提供させることによって放送の発展を促進するべきである。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>放送は、言論・報道機関としての性格を有しており、依然として、その社会的影響力は大きいものと考えている。例えば、地上テレビジョン放送の視聴時間数は1日当たり3時間30分(NHK放送文化研究所「平成21年6月全国視聴率調査」より)と他のメディアに比べて多く、依然として、その社会的影響力は大きいものと考えている。</p> <p>また、番組調和原則は、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和を保つように求めているものに過ぎず、それぞれの番組の中でどのような番組内容を放送するかについては、各放送事業者の自主的な判断において編集がなされているものである。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

### ○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				



## 04 総務省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再々検討要請

管理コード	0420260	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	未成年者にも選挙権を認め、未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする。	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1084010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省		
該当法令等	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項		
制度の現状	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。		

求める措置の具体的内容	未成年者にも選挙権を認める。なお未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>少子化が益々深刻化する現在、国・地方自治体において様々な対策が講じられているが、抜本的には、将来子供を生き育てていく若年層の声が政治に反映されにくい現在の選挙の状況を改善していく必要があると考える。たとえば、第44回衆議院選挙(2005年9月)における投票者の中位年齢は53.5歳であり、今後、少子化の進展に伴って、中位年齢はさらに高齢化することが予想される。このような若年層の声が政治に反映されにくいという構造的問題は、若者の投票率を上げるよう呼びかける程度では解決不可能な問題である。こうした問題を解決するため、公職選挙法を改正して、①未成年者に選挙権を認める②未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする、という未成年者選挙権制度を提案する。これにより、未成年者も他の世代と同様に「自分達の世代に向けた政策を要求する力」がもたらされる。それにより子どもにやさしい政策、子どもを持つ親にやさしい政策が期待でき、ひいては抜本的な少子化対策となる。実際の選挙においては特に幼年の未成年者は適切な投票ができないと思われるので、未成年者の投票権は一律、親権者が行使するものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄である。</p> <p>なお、日本国憲法の改正手続きに関する法律附則第 3 条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところである。</p> <p>いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				